

## 手術通則第5号及び第6号に関する事項

令和7年1月～12月までの実施件数

博慈会記念総合病院

区分	アイウ	項目	件数
区分 1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	8
	イ	黄斑下手術等	12
	ウ	鼓室形成手術等	0
	エ	肺悪性腫瘍手術等	0
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	77
区分 2	ア	靭帯断裂形成手術等	0
	イ	水頭症手術等	77
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	0
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	0
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0
区分 3	ア	上顎骨形成術等	2
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	2
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0
	エ	母指化手術等	0
	オ	内反足手術等	0
	カ	食道切除再建術等	0
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分 4	胸腔鏡下手術		0
	腹腔鏡下手術		87
その他	ア	人工関節置換術	62
	イ	乳児外科施設基準対象手術	2
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	17
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0
	オ	経皮的冠動脈粥疊切除術	0
		経皮的冠動脈形成術	36
		急性心筋梗塞に対するもの	2
		不安定狭心症に対するもの	4
		その他のもの	30
		経皮的冠動脈ステント留置術	144
		急性心筋梗塞に対するもの	23
	オ	不安定狭心症に対するもの	19
		その他のもの	102